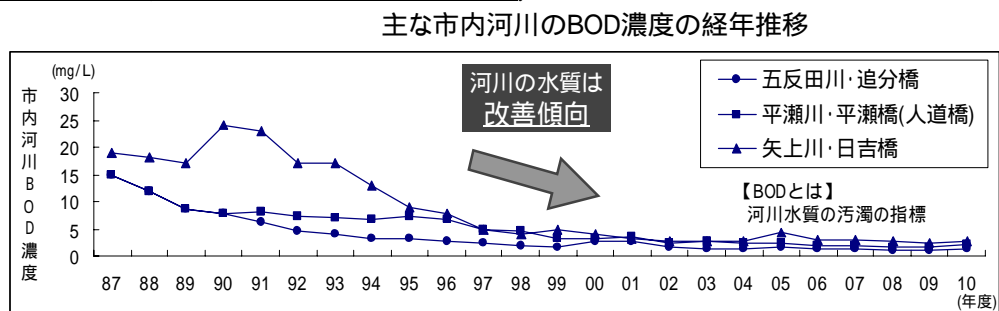
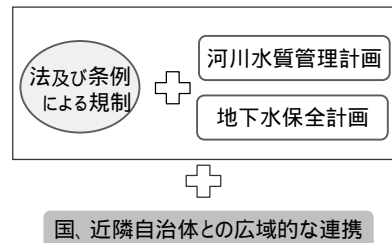


川崎市水環境保全計画について

水環境保全の現状と課題

現状

本市では、法及び条例による規制、「河川水質管理計画」及び「地下水保全計画」に基づく対策、国、近隣自治体との広域的な連携により河川の水質は改善傾向にある等、一定の成果が得られています。



課題 1

これまで水環境を、河川、地下水等の場の視点で捉えて、水質の改善を重点的に進めてきましたが、更なる水環境の改善を図るためには、河川、地下水等の水環境を一体として捉えるとともに、水質、水量といった水環境の構成要素を総合的に捉えた施策の計画的な推進が必要となっています。

課題 2

近年の人口増加により土地の宅地化が進み、雨水浸透面積の減少に伴い、地下水かん養機能が低下し、結果として湧水の枯渇、平常時河川流量の減少等が生じ、健全な水循環の確保が必要となっています。

環境審議会に「今後の水環境保全のあり方について」諮問

環境審議会 答申(骨子) (平成24年2月)

良好な水環境保全に向けた総合的な施策の推進

良好な水環境とは、主に水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素が適正なバランスで構成されている状態であり、これらの要素は相互に密接に関連しています。

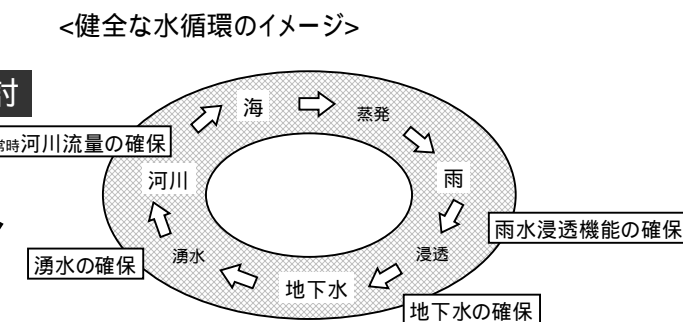
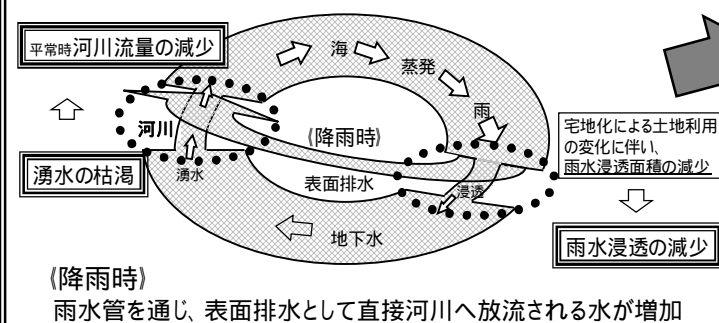


参考:「今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)」(環境省)

良好な水環境を保全するため、水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策の推進
河川水質管理計画、地下水保全計画の有効な施策は、今後も新たな計画の中で着実に推進
関連計画、施策との調整

雨水浸透能力の回復に向けた取組の推進

<現状の水循環のイメージ>



出典:「今後の水環境保全のあり方について(答申)」(川崎市環境審議会)

環境審議会答申を踏まえ
新たな計画を策定

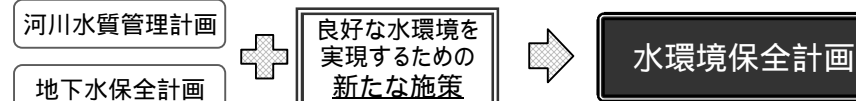
水環境保全計画

計画のポイント

- 1 良好な水環境を実現するため、水環境の4つの構成要素ごとに目標を設定
- 2 地形、地質を考慮した環境区を設定し、地域特性に配慮した施策を展開
- 3 環境区ごとに重点的に推進する施策の方向を設定

ポイントの内容については
次ページ参照

計画の基本的事項



計画の構成

水環境保全計画の構成

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 第1章 計画の基本的事項 | 第5章 水環境保全の環境区の設定 |
| 第2章 川崎市の水環境の変遷と現況 | 第6章 環境区ごとに重点的に推進する施策 |
| 第3章 良好な水環境保全に向けて | 第7章 水環境保全に向けた取組 |
| 第4章 水環境の構成要素ごとの目標 | 第8章 計画の推進と進行管理 |

本計画では、11項目の施策の方向、65項目の主な施策を設定

計画の期間

本計画は、2012(平成24)年度から環境基本計画の期間である2020(平成32)年度までとします。

良好な水環境保全に向けて

良好な水環境像

人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境

基本的考え方

- 1 水環境を水量、水質、水生生物、水辺地の4つの構成要素として総合的に捉えた施策の推進を図る
- 2 健全な水循環を確保するために雨水浸透機能の回復を図る

計画の推進と進行管理

- ・庁内関係部局による計画推進委員会を設置
- ・本計画の目標を達成するための具体的な施策事業をまとめた施策事業集を作成
- ・本計画の年次報告書を作成し、施策、目標の達成状況について把握し評価
- ・本計画の年次報告書を環境基本計画年次報告書に反映させ、環境審議会に報告
- ・環境審議会の提言を受けるとともに、事業者及び市民等の意見を本計画の推進に反映

新たな計画に基づく 主な取組

良好な水環境保全に向けて

- (これまでの取組)
- ・水質改善の対策
 - ・環境学習、環境教育等の実施 ほか

雨水浸透能力の回復に向けて

- (これまでの取組)
- ・公共事業、大規模民間事業での雨水浸透施設(透水性舗装等)の設置

- 【施策事業(抜粋)】
- ・あらゆる主体が一体となって水辺環境の保全に取り組む場の提供
 - ・湧水地の維持管理
 - ・かわさきの水環境に関する情報発信
 - ・水辺地マップ作成

- 【施策事業(抜粋)】
- ・雨水浸透施設設置が適切な地域の明確化(仮称)雨水浸透能力判断マップ作成
 - ・主に市北部地域の小規模民間事業(一戸建て新築等)を対象に雨水浸透ます設置の普及促進

水環境保全計画の 主な施策の内容

1 水環境保全の 目 標

良好な水環境像を実現するため、水環境の4つの構成要素ごとの目標を次のように定めます。

- 水環境保全の目標 水 量**
水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること
- 水環境保全の目標 水 質**
公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること
- 水環境保全の目標 水生生物**
水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること
- 水環境保全の目標 水 辺 地**
人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること

2 水環境保全の 環境区の設定

本市は、多摩川に沿い、東京湾から多摩丘陵にかけて細長い形をしており、北西部の多摩丘陵や台地、南東部の多摩川と沖積低地、臨海部の埋立地で形成されています。このため、本計画では、地形や地質等を考慮し設定した5つの環境区で、地域特性に配慮した施策を展開します。

川崎市の水環境保全の環境区



水環境保全の環境区分

環境区		流 域	主な地形	主な水環境
区域名	環境区分			
A1	台地・丘陵地 (鶴見川地下水系)	鶴見川	丘陵地・開析谷	湧水地（早野中の谷等） ・片平川・麻生川・真福寺川 ほか
A2	台地・丘陵地 (多摩川地下水系)	主に多摩川	丘陵地(西半部) 台地(東半部) 開析谷	湧水地（生田緑地内、緑ヶ丘公園内、 高津市民健康の森内等） ・平瀬川・矢上川・有馬川 ほか
B	扇状地性低地	多摩川	扇状地性低地	湧水地（菅北浦緑地内等） ・三沢川・山下川・二ヶ領用水 ほか
C	低地部	主に多摩川	氾濫低地 海岸平野	湧水地（久末緑地内等） ・二ヶ領用水・矢上川 ほか
D	臨海・埋立地	多摩川	埋立地	海域(東京湾)

水環境の環境区ごとの地域特性

- A1環境区**：麻生区の南西側3/4
自然的土地利用面積が多く、市内河川の源をはじめとする湧水地が存在します。一方で、今後とも人口増加が見込まれ、土地の宅地化が更に進むと考えられています。
- A2環境区**：宮前区全域、麻生区、多摩区、高津区の一部
高度成長期にベッドタウンとして宅地化が急速に進みましたが、大規模な緑地、公園が多く存在しています。湧水地等の水辺、水生生物の生息空間も多数残っています。
- B環境区**：多摩区北東部
市街化が進行しているものの、農地が多く残っています。この地域の地下水は、多摩川の伏流水が主な源となっていることから、良質な地下水が豊富にあり、水道事業の水源の一つとなっています。
- C環境区**：中原区、幸区全域及び高津区の南東部、川崎区の北西部
全体的に都市化され、大規模な工業用地も分布していますが、二ヶ領用水、円筒分水等の貴重な遺産があり、身近な公園や河川等の自然も都市域の大切な水環境となっています。
- D環境区**：川崎区東部の埋立地
明治以降に埋め立てられた人工地盤からなる臨海工業地帯です。事業場が多く立地する一方で、人工海浜や海釣りを楽しめる場等、人と水のふれあいの場が整備されています。

3 環境区ごとに 重点的に推進する施策

環境区ごとに重点的に推進する施策の方向

施策の方向	環 境 区					主 な 施 策
	A1	A2	B	C	D	
水 量	-1 現状の平常時河川流量を維持する -2 適切な地下水量を確保する -3 かん養能力を保全・回復する					<-1> 雨水浸透施設設置の推進 <-2> 地下水の適正利用 <-3> 緑の保全・緑化の推進 ほか
水 質	-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす -2 化学物質の環境リスクを低減する -3 水質保全・監視を充実する					<-1> 排水の監視・指導の徹底 <-2> 化学物質対策の総合的な推進 <-3> 水質監視体制の充実 ほか
水生生物	-1 水生生物の生息生育環境を保全する -2 多様な水生生物との共生がなされる					<-1> 水生生物の定期調査の充実 <-2> 環境教育・環境学習の推進 ほか
水 辺 地	-1 良好な水辺環境を保全する -2 人と水のふれあいを育む					<-1> 市民啓発・参加の場づくり <-2> 良好な街なみづくり・景観づくりの推進 ほか

水環境保全に向けた取組

良好な水環境像及び水環境の4つの構成要素ごとの目標を達成するため、各施策の方向ごとに主な施策、取組を定めま

施策推進のための方策

- ・市民協働の推進
- ・国・近隣自治体との連携
- ・関連施策・計画との連携、整合
- ・評価システムの構築
- ・水環境保全を通じた国際貢献